

あぐいめ～る新川

第97号(令和5年3月発行)
富山県新川農林振興センター
〒938-0801 黒部市荻生 3200
(TEL) 担い手支援課 (0765) 52-0268
(0765) 52-5192
農業普及課 (0765) 52-0094
(0765) 52-0945
(FAX) (0765) 52-3115

新川 農業の未来を担う人 ～第42回～ 森下 信義 氏 (入善町)

～ 入善町を明るく元気に！ ～

森下信義さんは、東京都内の大学を卒業後、日本農業経営大学校で2年間にわたって、農業を深く学びました。その後実家が経営するである有限会社グリーン森下で就農され、以降明るく堅実な両親から技術とポリシーを受け継ぎ、両親と共に会社を成長させてきました。

グリーン森下では、水稻、大豆を主軸にしながら県内外の多くのお客さんから求められる入善ジャンボ西瓜や桃を生産しています。「土と人と楽しくつきあう」をモットーに、地域に根つき愛される会社の一員として、森下さんは新たな計画を構想中です。6年間の学生時代に広げた視野と人脈、そして日々の関係機関とのつながりにより、入善町を明るく元気にする取り組みが期待されています。



～ 知見を活かす ～

「今後、受託する農地が増えても、適切な時期に確実な作業を行う」と話す森下さん。そのためには、先を見据えた農作業計画を組むことに加え、働き方改革が求められる世の中で、森下さんは会社のあり方にも変化が必要と感じ、社内に新しい風を吹きこませています。新しく迎え入れる従業員のため、まして家族が長く楽しく農業を続けていくためにも、働きやすい環境づくりを計画しています。

現在、全国農業青年クラブ連絡協議会の北陸ブロック理事を務め、全国組織と地域クラブの橋渡しに尽力されています。そうした活動を通じて得た知見を社内だけでなく、入善町全体に活かそうと活躍するキーパーソンです。



棧俵を編む森下さん

P. 2、3…気象変動に対応した稲体づくりの実践

P. 4、5…「稼げる！とやまの園芸産地支援事業」の地域振興品目の栽培について

P. 6、7…～栄えある受賞おめでとうございます～

P. 8～10…インボイス制度開始に向けた準備は、お済でしょうか？

気象変動に対応した稲体づくりの実践

近年、水稻の生育期間中における高温等の極端な気象変動により、収量・品質に大きな影響が生じています。また、肥料価格の高騰を受け実施された各 JA 単位で土壌調査結果では土壌改良目標値に満たないほ場が多く見られました。

このため、気象変動に対応できる土づくりを行い、高品質で美味しい米づくりを実践しましょう。

1 土づくり対策の実施

土壌調査結果によると沖積砂壤土を中心に腐植やカリ、ケイ酸が不足しており、土壌改良目標値に満たないほ場が多く見られます。これらを改善するために積極的に土づくりを行いましょう。

(1) 有機物の施用

水稻の登熟期間における地力窒素不足による葉色の低下は、白未熟粒の発生や減収の要因となります。

堆肥の施用により地力窒素やカリを補うことが可能であり、化成肥料施用量の削減が図れます(表1)。

表1 堆肥施用の目安(春施用の場合)

堆肥の種類	施用量 (10a当たり)	基肥N減肥量 (10a当たり)
牛ふん堆肥	1～2 t	1～2kg
豚ふん堆肥	0.5～1 t	1～2kg
発酵鶏ふん堆肥	75～100kg	0～2kg

(2) ケイ酸資材の施用

土壌中のケイ酸を稲体が吸収することで、病害虫への抵抗性が高くなるほか、倒伏に強く、光合成能力が高まるなど、米の収量・品質向上につながります。ケイ酸は水稻を一作するごとに50kg/10a程度減少していくため、ケイ酸資材を毎年連用することが大切です。また、近年は、「イネごま葉枯病」の発生が目立っており、ケイ酸、カリ、鉄分の不足がその発生を助長しているものと考えられます。

このため、土壌改良資材を継続的に施用し、ケイ酸や鉄分を補いましょう。

2 「穂数型イネ」の誘導ポイント～初期茎数の確保～

(1) 健苗育成

老化苗を植え付けると、2号分けつの発生率が低下します。コシヒカリでは**5月15日中心の田植日**に合わせた播種作業計画に基づき、**適正な浸種・播種作業と育苗ハウス搬出後は天候に応じた換気の徹底**により、若くてがっちりした苗を植えましょう。(図1)

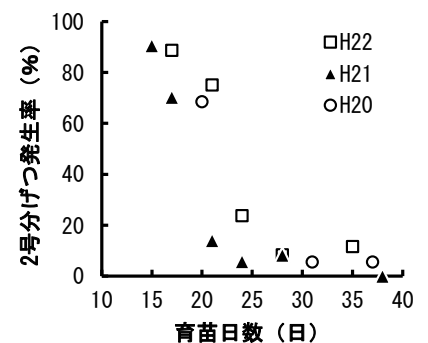


図1 育苗日数と2号分けつ発生率の関係(富山県農業研究所)

(2) 適正な田植え

植付け後の天候不順によって、分けつが期待するほど取れない場合もあります。**70株/坪**を確実に植付けるとともに**小苗(3～4本/株)・浅植え(3cm)**を心がけましょう。

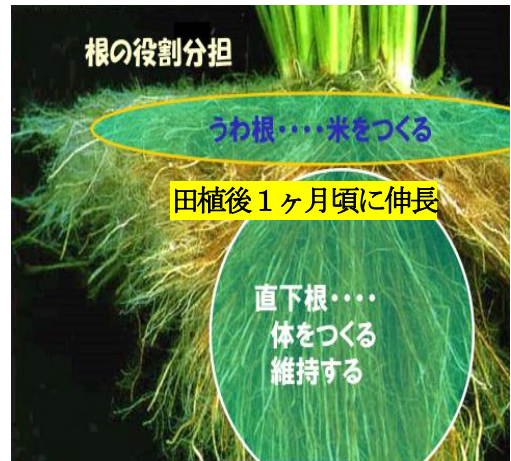
(3) 適正な水管理

活着後の初期生育を促すために、**浅水管理(水深3cm)**を徹底しましょう。

3. 「根づくり」の実践ポイント ～根圏の発達～

(1) 溝掘り・中干し

稲体を維持する「直下根」は田植後1ヶ月頃に急速に伸長します。梅雨が本格化する前に、「直下根」の伸長を促進するため田植後4週間までに溝掘り・中干しを確実に実施しましょう。



(2) 間断灌水～飽水管理

登熟をつかさどる最も大切な根である「うわ根」は、6月下旬から出始め、7月上旬がピークとなります。中干し後半は間断かん水により根の伸長を促進させ、幼穂形成期頃までに足跡の深さ3cm程度を目安に土壌硬度を高めます。以降は暑さなどで稲体活力を消耗させないように飽水管理（足跡に水たまる程度を維持）を行いましょう。

【令和5年産において注意が必要な水稻病害虫】

① ニカメイチュウ

県農業研究所より発出された越冬前調査結果において、管内の一部地区では防除要否基準を超えていました。

「さや枯被害」により穂数の減少が懸念されることから、苗箱粒剤施用（ジアミド系を推奨）により発生予防に努めましょう。



② クモヘリカメムシ

県農業研究所の調査から、山際地域において越冬している成虫が多いと推察されます。

このカメムシは体長約16mmの大型で吸汁痕も大きく「部分カメ」により品質が低下します。

【対策】

- 越冬したカメムシのエサ場とならないよう雑草地の草刈り（イネ科雑草の除去）を実施。
- ケイ酸酸質資材を施用した割籾の発生防止。
- 適期（穂揃期+傾穂期）防除を基本とし、発生が多い場合、追加防除を行う。



③ イネごま葉枯病

本病は、肥料が流亡しやすい砂質浅耕土、根腐れの多い老朽化水田など地力の弱い土壌で毎年発生する傾向があることからケイ質や鉄分を含む土壌改良資材を施用し、土づくりを行って下さい。また、根の活力を高める水管理に努めてください。



「稼げる！とやまの園芸産地支援事業」の地域振興品目の栽培について

本年度よりスタートしている「稼げる！とやまの園芸産地支援事業」では、県下全域で推進する「水田園芸拡大品目」とともに、市町村が園芸産地プランに位置付けている「地域振興品目」を支援対象としています。

今回は、センター管内の地域振興品目のうち、白ねぎの「秋まき夏どり」作型、小ギクの育苗について紹介します。

1 白ねぎの作型「秋まき夏どり」について

(1) 「秋まき夏どり」の魅力

白ねぎの「秋まき夏どり」は、管内で主に栽培されている「春まき夏秋どり（収穫：8月～）」より一か月程度早い、6月下旬、または7月上旬から収穫するため、労働力や調製機械などの有効活用が期待できます。

「秋まき夏どり」には、秋に播種し年内に定植する「9月まき10月植え」と、秋には種し、一冬育苗した後、翌年の春に定植する「11月まき3月植え」の2通りの栽培方法があります。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
9月まき 10月植え									○	△	△	U
11月まき 3月植え	-V	V	-V	V	-V	△	-U	U	-U	U	-U	U

○：は種 △：定植 V：追肥 U：土寄せ □：収穫

(2) 「9月まき10月植え」

10月下旬に定植し、翌年の2月下旬から追肥、土寄せを行います。定植後の気候や肥料条件によっては、冬の間になねぎが育ちすぎて春にとう立ちしてしまうことがあり、2月まではねぎが太くなりすぎないように肥料を少なくし、3月からは十分に追肥します。

品種：「羽緑一本太」 は種：9月中旬 定植：10月下旬～11月上旬

施肥：定植時の基肥なし。追肥は雪解け後に数回と土寄せ時に行う。

土寄せ：11月下旬に削り込み、翌年春から生育に合わせて3回程度土寄せを行う

収穫：6月20日ごろから収穫開始

(3) 「11月まき3月植え」

生育が早い品種を使用し、3月下旬に定植し7月から収穫します。とう立ちの心配はありませんが、育苗期間が長いので育苗中の1月から2、3週間毎に追肥を行います。3月下旬に確実に定植できる乾きやすいほ場の選定が重要です。

品種：「夏扇パワー」 は種：11月初旬 定植：翌年3月下旬

施肥：定植時の基肥は「なっちゃんエース」。追肥は育苗中に数回行う。

土寄せ：4月下旬に削り込み、その後生育に合わせて3回程度土寄せを行う

収穫：7月10日ごろから収穫開始

2 小ギクの育苗について

小ギクの最大の需要期となる旧盆に咲かせるには、4月25日～5月5日の期間にはほ場に苗を植え付けることが重要です。「苗半作」といわれるように良いキクは、良い苗作りから始まります（写真1）。その育苗方法を紹介します。



写真1 良い苗の例

(1) 採穂の仕方

春の育苗には23日程度かかりますので、3月下旬～4月上旬には採穂します。手で容易に折れる柔らかい部位で採穂しますが、茎の太い苗は育苗中に腐り易いので避けます。穂長5cm程度で、展開葉を3枚残して下葉を除去し調整します（写真2）。



写真2 採木の調整

(2) トレーの準備

挿し芽用土は「残いたねまき培土」等を使用し前日までにトレーに詰め、灌水します。

(3) 穂木の浸漬消毒

採穂した穂木は、殺ダニ効果（エコピタ液剤100倍）と発根促進効果（オキシベロン液剤200倍）を得るため薬液に10秒浸漬処理します。

(4) 挿し芽作業

かん水した200穴トレーに穂木を直接挿し芽します（図1）。トレー1枚当たり30分を目安に作業し、挿し芽後は、翌朝からかん水します。

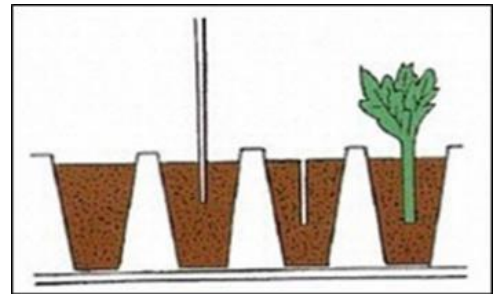


図1 穂木の挿し方

(5) 挿し芽直後の管理

発根に適した条件は、温度20℃、湿度80%前後のため、挿し芽後のトレーは、風の当たらないように寒冷紗や有孔ポリトンネルを利用し、しおれに注意し管理します。（図2、写真3）（トンネル資材の内側表面に水滴が付着していることが、湿度が保たれている目安となる）また、トンネル内の温度が高い場合は、有孔ポリトンネルを開放せず、ハウスサイドを開けて換気することで、湿度の低下を防ぎます（写真3）。

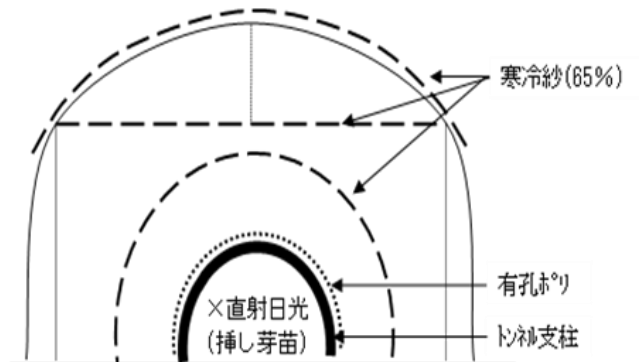


図2 寒冷紗の設置位置の例(いずれか1枚)

(6) 発根後の管理

7～10日前後で発根を開始しますので、発根が始まり萎れなくなったら、寒冷紗を除去して十分光に当てます。発根後は、定期的に換気を行います。この時期のハウス内は高温になりやすく、苗が乾燥し枯れないように、温度管理と水管理に十分注意します。挿し芽15日後には成長調整剤（ビーナイン1000倍）を茎頂部に霧状に散布し、節間が伸びない苗作りを行います。



写真3 育苗の様子

～栄えある受賞おめでとうございます～

全国優良経営体表彰・農林水産大臣賞



株式会社高慶農産（魚津市）

日本農業賞・富山県代表 及び 優秀賞



有限会社林農産（黒部市）

中日農業賞・農林水産大臣賞



蒼ファーム株式会社（入善町）

富山県産業経済部門功労



有限会社チュリストやまざき（朝日町）左は西村所長

全国豆類共励会・北陸農政局長賞



中川 誠 さん（入善町）左は中井次長

富山県農村文化賞



農事組合法人目川（入善町）

鳥獣対策優良活動表彰・農村振興局長賞



村井 悟史 さん（一社狩猟屋（黒部市）

全国農業電化協会会長賞



株式会社大地農産（黒部市）

北陸農政局男女共同参画表彰

毎日農業記録賞・最優秀賞



小川 好美 さん(朝日町)



福島 恵美 さん(入善町)

富山県農業振興賞受賞の皆様

【魚津市の方々】



写真は左から、
 複合経営部門 関口 春樹 さん
 園芸部門・個人 澤山 博実 さん
 指導者部門 布本 義弘 さん

【黒部市の方々】



写真は左から、
 指導者部門 高村 茂良 さん
 米・種子部門 宮越 良治 さん(代理：川端さん)

【入善町の方々】



写真は左から、
 米部門・集団 (農)かんむら 岩田代表
 大豆部門・個人 (有)ピガールスファーム 市森代表

【朝日町の方々】



写真は左から、
 環境にやさしい部門 (株)TAGOSAKU 安達さん
 米部門・集団 (農)はなぶさ営農組合 永口代表

今後の益々のご活躍をご期待申し上げます。



インボイス制度開始に向けた準備は、お済でしょうか？

本年10月1日から、消費税額を計算するルールが変わり、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。これにより、消費税の課税事業者はもちろん、免税事業者であっても取引先からの依頼など、大きな影響を受けますので、対応に向けた事前の検討や準備を進めましょう。

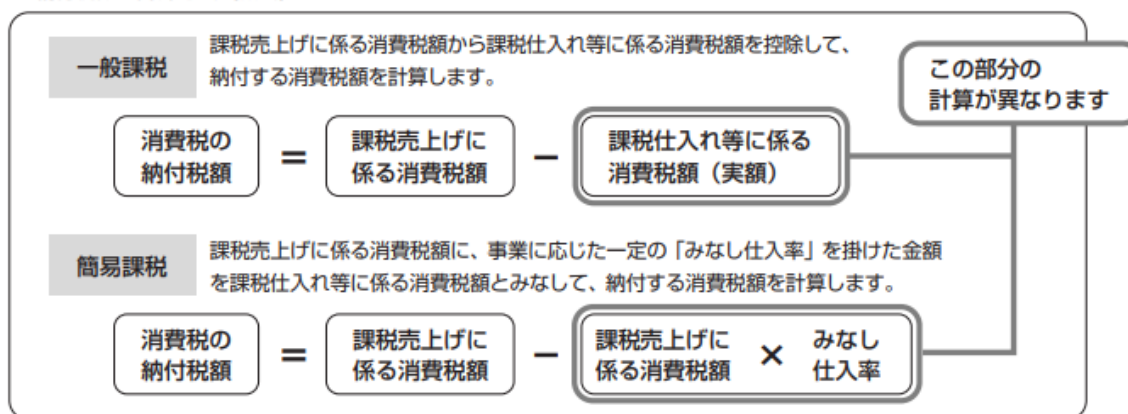
1 インボイス制度の概要

- ・仕入税額控除を行うには「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等（インボイス）」の保存が必要となります。
- ・適格請求書等（インボイス）を発行できるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。（免税事業者はインボイスの発行ができません。）
〔※ 激変緩和のための経過措置や事務負担の軽減措置が設けられています。〕

2 消費税の納税額の計算方法

消費税の課税事業者の中で、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）した金額を納付する事業者を、「一般課税事業者（以下；一般課税業者）」と呼び、簡易課税制度を適用する事業者とは、計算方法が異なります。

■ 納付税額の計算方法（概要）



国税庁パンフレット「消費税のあらまし（令和4年6月）」より引用

3 インボイス制度の影響

制度開始後、一般課税事業者は、消費税の納税額を計算する際に、インボイスを保存していない取引は、課税仕入れ等に係る消費税額として控除する（差し引く）ことが認められなくなり、消費税の納税額が増えます。

このため、一般課税事業者は、仕入先にインボイスの発行を求め、インボイスを発行できない事業者に対して、取引条件の見直しを求めてくるのではないかと懸念されています。また、インボイス発行や税額計算のための経理事務への対応も必要となります。

～農業経営で特に影響が懸念されること～

▷任意組合である育苗組織や農作業受託組織への支払い、農事組合法人の組合員への従事分量配当やほ場管理料・機械施設利用料などは、多くの場合、取引先や組合員が免税事業者等でインボイスの交付を受けることができず、仕入税額控除ができなくなると推測されます。将来的に税負担が増すので財務への影響を把握し、対応について検討する必要があります。

4 各事業者の留意事項

(1) 一般課税事業者

① インボイス発行（売り手としての留意点）

- ・インボイスを発行する事業者となるには、税務署への登録が必要です。
- ・登録事業者は、取引先の求めに応じてインボイスを発行・保存する義務があります。
- ・インボイスには、登録番号、適用税率、消費税額等を記載する必要があります。

【従来の区分記載請求書】

請求書	
●●(株)御中	〇〇会社
〇年〇月分 請求金額	43,600円
〇月〇日 割ばし	550円
〇月〇日 牛肉 ※	5,400円
...	...
合計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)
※は軽減税率対象	

【インボイス】

請求書	
●●(株)御中	登録番号 〇〇会社 (T1234****)
〇年〇月分 請求金額	43,600円
〇月〇日 割ばし	550円
〇月〇日 牛肉 ※	5,400円
...	...
合計	43,600円
適用税率	10%対象 22,000円 内税 2,000円
	8%対象 21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	
	消費税額等

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

農林水産省資料「令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります」より引用

② 仕入税額控除（買い手としての留意点）

- ・仕入税額控除するためには、原則として、仕入先からインボイスの交付を受け、帳簿とともに保存しておく必要があります。
- ・仕入先がインボイス発行事業者かどうか、今後の予定も含めて確認しましょう。
- ・仕入先が免税事業者の場合は、インボイスの交付を受けられないため、仕入税額控除ができなくなります（制度開始後6年間は経過措置あり）。この影響を踏まえて取引条件等の検討が必要になります。

※ 令和5年度税制改正により、課税売上高1億円以下の事業者である場合、制度開始後6年間は、1万円未満の少額な取引について、インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる緩和措置が設けられる予定です。

(2) 簡易課税事業者（売上高が5千万円以下の事業者が選択できます。）

- ・インボイスの発行については、一般課税事業者と同様です。
- ・仕入先との関係は、簡易課税事業者である間は、特段の対応の必要はありません。

※ 売上税額と「みなし仕入率」によって消費税の納税額を計算するため、仕入先からインボイスを発行してもらう必要がありません。

(3) 免税事業者（売上高が1千万円以下の事業者で、課税事業者を選択していない者）

- ・インボイスを発行できません。（登録事業者になれないため）
- ・売り先が、消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、農協や卸売市場への委託販売を行う場合は、インボイスを求められないので現状でも問題ありません。
- ・売り先が一般課税事業者である場合、売り先が仕入税額控除できなくなるため、価格面を含めた取引条件の検討が求められる可能性があります。
- ・今後の取引先との関係や事業規模等を考えて、課税事業者への転換も選択肢の一つですので、必要に応じて税理士等の専門家相談や経営内での検討をしましょう。

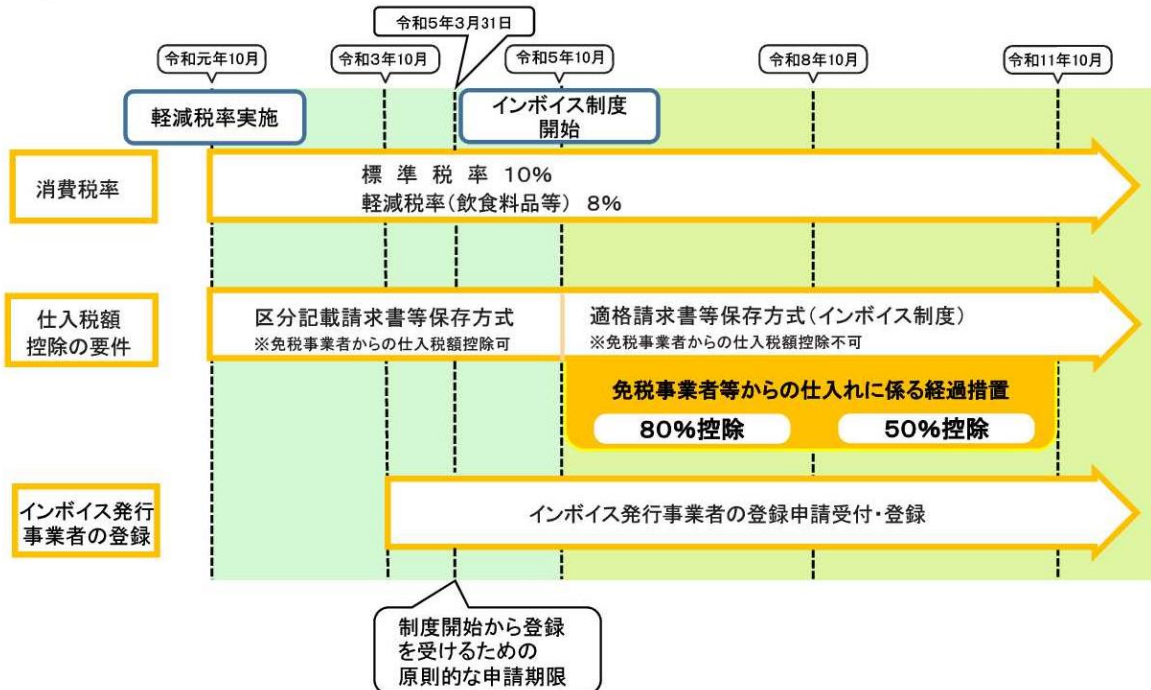
※ 令和5年度税制改正により、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始後3年間は、納税額を売上に係る消費税額の2割に軽減する措置が設けられる予定です。

5 スケジュール

- ・制度開始時点からの登録を受けるための申請期限は令和5年3月31日です。
- ・なお、令和5年度税制改正により、インボイスの発行は、令和5年9月30日までに申請することで、令和5年10月1日の制度開始時に登録が可能となる見込みです。
- ・但し、直前の申請になると、制度開始時点で自己の登録番号の確認ができないことも想定されるので注意が必要です。

※ 令和5年2月20日現在、申請書提出から登録通知までの期間は、e-tax 提出で約3週間、書面提出で約2か月と公表されています。

- ・インボイス制度の開始後6年間（令和11年9月まで）は、免税事業者等が発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定の仕入税額控除ができる措置が設けられています。



農林水産省資料「令和5年10月から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります」より引用

6 支援措置

○インボイス制度の開始に係る負担を軽減する支援措置として、補助金の拡充や事務負担の軽減措置が講じられる予定です。

補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者持続化補助金・・・補助上限額が50万円加算 ・IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）・・・補助下限額が撤廃
税制改正	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円未満（税込額）の値引き・返品について、返還インボイス不要 ・その他、上記文中の令和5年度税制改正項目

○参照ウェブサイト 財務省「インボイス制度、支援措置があるって本当!？」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html



7 インボイス制度の詳細や最新の情報について

○国税庁インボイス制度特設サイトをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/>

[keigenzeiritsu/invoice.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm)

